

各私立専修学校設置者 様

静岡県スポーツ・文化観光部
総合教育局私学振興課長

「私立専修学校設置認可等審査基準」の一部改正の概要及び留意すべき事項等について（通知）

このことについては、令和 7 年 1 月 31 日付け総教私第 705 号により通知したところですが、今回の改正の概要及び改正後の審査基準に係る留意すべき事項は下記のとおりですので、専修学校の設置及び管理運営に当たっては、適切に行われますよう御留意願います。

なお、本通知の発出に伴い、平成 30 年 8 月 7 日付け総教私 255 号－3 「「私立専修学校設置認可等審査基準」の一部改正に係る留意すべき事項等について（通知）」は廃止します。

記

1 改正の概要（第 9 条関係）

校舎等について、例外的に負担付き又は借用を認める場合の規定を「特別の事情があり、かつ、教育上支障がないことが確実と認められた場合は、この限りではない。」に改正する。

2 留意すべき事項

(1) 位置及び環境（第 7 条関係）

第 7 条第 1 項第 1 号に規定する「校地の周辺」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風俗営業法」という。）又は旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の対象施設から直線距離で概ね 100 メートルの範囲内を目安とする。ただし、地形等の状況から当該専修学校への影響が及ばないと判断できる場合は、この限りではないこと。

例えば、風俗営業法及び旅館業法の対象施設から当該専修学校までの直線距離が概ね 100 メートル以内であったとしても、歩道橋、橋梁、踏み切り等の施設を利用しないと当該施設に到達できず、結果、実測で 100 メートル以上の距離を移動することとなる場合、この他、両施設が地形、他の施設等によって遮断される場合などが想定されること。

ただし、高等課程の生徒の多くは高等学校生徒に相当する学齢であるため、風俗営業法及び旅館業法の対象施設の周辺への設置を認めないが、高等課程を設置しない専修学校については、旅館業法の対象施設の周辺であっても設置を認めることとする。

なお、本規定は、専修学校設置後において、その周辺に、風俗営業法及び旅館業法の対象施設が設置されることを否定するものではないこと。

(2) 校舎等（第 9 条関係）（今回改正）

ア 第 9 条第 1 項ただし書を適用する場合は、次の(ア)、(イ)いずれかに該当する必要がある。

(ア) 国又は地方公共団体からの借用であって、所有権を移転することが困難であり、

20年以上継続して使用できる権利を取得していること。

(イ) 上記(ア)以外の借用であって、借地借家法（平成3年法律第90号）の規定による20年以上の借家権が設定され、かつ、登記されていること。この場合において、当該借家権より先に登記された抵当権があるときは当該抵当権者全てから、借家権の存続に係る同意を得て、当該同意が登記されていること。

イ 第9条第1項ただし書を適用する場合において、同一建物内に当該専修学校以外の施設が設置されているときは、次の(ア)～(エ)に掲げる条件に適合すること。ただし、当該専修学校以外の施設が、当該専修学校と同一の設置者が設置する他の学校等の施設であって、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(ア) 当該建物内に設置された他の施設が、専修学校教育に支障を及ぼさないもので、教育上、保健衛生上及び社会通念上適切であり、当該条件が将来的にも担保される見込みであること。

(イ) 専修学校として使用する部分は、原則として階全体とし、構造上独立したものであること。また、使用する部分が複数の階にまたがる場合は連続した階であること。

(ウ) 専修学校として使用する専用の出入口及び通路が確保され、他の施設と明確に区別されるものであること。

(エ) 災害時の避難路の確保、不審者の侵入防止対策がなされるなど生徒の安全が確保されていること。

ウ 第9条第1項ただし書に規定する「教育上支障がないことが確実」とは、借用する施設が設置基準の要件を満たし、かつ、借用による校舎の使用が途絶されないことが担保される状態をいう。

なお、校舎の使用が途絶されないための措置として、次の(ア)～(ウ)の対応が必要である。

(ア) 貸主の倒産等による施設閉鎖等の場合にあっても、学校運営を継続できる代替計画を持っていること。

(イ) 民間からの借用の場合、設置認可申請時において施設に20年以上の賃借権が設定されていること。

(ウ) 教育環境を維持するため、賃貸借契約等で修繕等の行為の裁量を保有していること。

エ 建物を、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）の規定による区分所有により専修学校の校舎として使用することは、原則として認めない。ただし、教育上支障がないことが確実と認められる場合で、かつ、次の(ア)、(イ)に該当する場合は、この限りでない。

(ア) 敷地利用権が登記され、不動産登記法（平成16年法律第123号）の規定による敷地権となっていること。

(イ) 前記2(2)イ(ア)から(エ)に掲げる条件に適合すること。

なお、2(2)イ(ア)に規定する「当該条件が将来的にも担保される見込みであること」とは、将来にわたり貸主が不適切な施設を入居させないことが確実であることが確認できる状況をいう。その他、建物の部分借用の場合にあつては、前記2(2)ウの措置が必要となること。

前記2(2)イ(ウ)において、エントランスが共有されているなど建物の構造上、専修学校と併置される他の施設への入口と専修学校の入口が個別に設置できない場合、専修学校への入口は、ゲート等を設置し、前記2(2)イ(エ)の規定に基づき、教員及び生徒以外の者の侵入を防止する機械装置の設置等の措置を行うことが必要であること。

また、前記2(2)イ(エ)における例として、建物が吹き抜け構造で、各階が回廊状になっている場合は、生徒の転落防止、他の併置施設からの防音措置を行うなど、安全かつ良好な教育環境の確保に努めなければならないこと。

(3) 既設校等の適正管理（第14条関係）

ア 第14条第1号に規定する、「既設校の生徒納付金から繰り入れる場合には、既設校の維持経営に支障を来さない範囲内」とは、第12条第1項第3号の規定を踏まえ、当該既設校の年間事業活動収入の20%以内とすること。なお、この場合にあつては、当該既設校の債務の償還金（元利合計）及び校地等の賃貸料を当該20%相当額から控除し、その残額以内とすること。

イ 第14条第2号に規定する、「当該既設校の設置に関する計画が着実に履行されている」とは、施設整備、学科又はコースの開設、教員配置、その他設置に関する計画に明示された事項が計画どおりに履行されていることをいう。

ウ 第14条第3号に規定する、「既設校の在籍生徒数が収容定員を著しく超過していない」とは、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校においては、生徒実員が経常費補助金の算定基準要領等に規定する減算基準において、また、専修学校においては、生徒実員が運営費補助金の算定基準要領に規定する減算調整において、定員超過減算の対象となる超過人数より下回っている状態をいう。

なお、各種学校においては、専修学校の取扱いに準じるものとする。

エ 第14条第4号に規定する、「既設校の在籍生徒数が収容定員を過去5年間にわたり相当程度下回っていない」とは、各学校種において、在籍生徒数が総収容定員の0.5倍を下回っていないものであること。

(4) 設置認可後の学校運営（第19条関係）

専修学校の設置認可時においては、審査基準に定める認可に必要な諸条件は満たされることになるが、設置認可後における学校（既設校を含む。）の運営に関しても、審査基準の規定を遵守すべきであること。なお、既設校にあつては、第19条に掲げる各条項の規定以外の条項についても遵守すべきであること。

3 その他

既設校への本審査基準の適用については、令和4年5月2日施行の改正審査基準附則に定めたとおりであり、今回の改正に伴う取扱いは以下のとおりとする。

(1) 規定に合致しない場合、ただちに改善措置を行う必要があるもの

ア 第2条（認可の方針）

イ 第4条（名称）

ウ 第9条第1項（校舎等、区分所有建物の使用）

エ 第9条第4項（建築基準法への適合）

オ 第10条（設備）

カ 第12条（ただし、同条第1項第3号を除く）（設置に係る資金）

キ 第13条（運用資金）

(2) 規定に合致しない場合、事項の改善に努めるもの

- ・ 前記3(1)ア～キ以外のもの

担 当 指 導 班

電 話 054-221-3346